中之条町六合赤岩伝統的建造物群

保存地区保存計画

平成２２年5月２５日

中之条町教育委員会

＊保存計画の沿革

平成18年 2月 8日　保存計画の制定

平成21年 5月27日　保存計画の一部改正（別表１の建築物特定物件に１件追加）

平成22年 5月25日　保存地区の一部改正

（六合村と中之条町との町村合併により、名称・区域を変更）

（これに伴い、保存計画に標記されている町村名を変更）

目　　次

1　保存計画の基本事項
（1）　保存計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
（2）　保存地区の名称・面積・区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2　保存地区の保存に関する基本事項
（1）　保存地区の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
（2）　保存の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
3　保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件の決定
（1）　伝統的建造物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
（2）　環境物件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
4　保存地区内における建造物等の保存整備計画
（1）　保存整備の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
（2）　保存整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
5　保存地区内における建造物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件に係る助成措置等
（1）　経費の補助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
（2）　物資の提供等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
（3）　資金の融資　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
（4）　技術的援助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
（5）　固定資産税等の軽減　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
6　保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備計画
（1）　管理施設等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
（2）　防災施設等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
（3）　環境の整備等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
（4）　駐車場の整備と修景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
（5）　周辺地域の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

中之条町（なかのじょうまち）六合（くに）赤岩（あかいわ）伝統的建造物群保存地区保存計画

中之条町歴史的文化財保存地区保存条例（平成22年条例第15号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、中之条町六合赤岩伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

１　保存計画の基本事項

(1)　保存計画の目的

この保存計画は、地区住民の総意と熱意に基づき、地区住民と行政との互いの協力と信頼関係により、赤岩地区の歴史及び伝統並びに自然が創りあげた農山村集落としての歴史的風致を、町全体の財産として保存するとともに、文化交流や生涯学習、都市住民と農山村住民とのふれあい交流などの場として積極的に活用を図り、赤岩地区の生活環境の向上と村の文化基盤の向上に資することを目的とする。

(2)　保存地区の名称・面積・区域

名称：中之条町六合赤岩伝統的建造物群保存地区

面積：約63.0 ヘクタール

区域：中之条町　大字赤岩　字鍛治谷戸（かじやど）、字中野（なかの）、字林檎ノ木（りんごのき）の各字、及び
字水ノ窪（みずのくぼ）、字岩ノ上（いわのうえ）の各一部

（区域については別図１「保存地区の範囲図」の通りである。）

２　保存地区の保存に関する基本計画

(1)　保存地区の概要

ア　地理的特徴

吾妻郡中之条町六合地区は群馬県北西部、三国山脈の南麓に位置し、北は長野県・新潟県に接している。六合地区の総面積は202.81㎢と広いが、標高は600ｍから2,300ｍに及ぶ急峻な山間地域で、県境の白砂（しらすな）山系を源とする白砂（しらすな）川が六合地区の中央部を北から南に流れている。六合地区は入山（いりやま）、生須（なます）、小雨（こさめ）、太子（おおし）、日影（ひかげ）、赤岩の六つの大字から成り、六合地区のほぼ中心部に当たる大字小雨の年平均気温は12度、冬季の積雪は例年20㎝程度であるが、最低気温は－14度になることがある。積雪はあまり多くはないものの冬の寒さの厳しい地域である。

大字赤岩は、六合地区の南端に位置し、町村合併前の旧六合村では、赤岩、広池（ひろいけ）、鍛冶屋敷（かじやしき）、高間（たかま）の四つの行政区からなっていた。このうち保存地区である赤岩地区（現在の六合第２区）は、白砂川が湾曲して形成された河岸段丘の左岸に位置しており、標高およそ680ｍである。段丘の一段目は緩い傾斜の農地であり、主要な屋敷地は段丘の二段目を南北に走る道路に面して形成されている。集落の背後（東側）には高間山（たかまやま）により形成された山々が連なり、崖が切り立った独特の山間風景をつくりだしている。

イ　保存地区の沿革

赤岩地区では旧石器時代の土器片や石器などが出土しており、隣接する広池地区（現在の六合第１区）では、縄文時代中期後半の竪穴式住居が発掘されていること

から、この頃から人々の居住があったと認められる。

古代から中世における赤岩の歴史は明らかではないが、赤岩は三原荘に属していた事が知られている。また、現在赤岩地区に居住する、湯本家、関家の歴史は古く、中世までさかのぼるとされ、両家の歴史から中世から近世にかけての赤岩の一端を知ることができる。

湯本家は、「湯本家系畧記」(湯本禮家蔵)によると、信州小県郡海野庄(現長野県東御市)を治めた海野氏を祖とし、平安末期の源平争乱の折、一時木曽義仲側に属した。その後細野氏を名乗っていたが、建久４年(1193)８月、源頼朝が三原荘に狩りに訪れた際に、頼朝より湯本姓を賜ったとされている。寛文５年(1665)、真田伊賀守によって草津湯本家(湯本幸宗)は断絶させられるが、当時赤岩に移り住んでいた幸宗の兄、湯本長左衛門幸常が赤岩湯本家の初代となり、以後湯本家は江戸期に代々医師を家業としていた。幕末には蘭学者、高野長英が吾妻郡に隠れた時に、この家の二階にかくまわれたという言い伝えがあり、現在も「長英の間」と呼ばれている座敷がある。

一方、関家は、「関家系図」(中之条町上沢渡関茂三郎家蔵)によると源義経の家臣佐藤三郎忠信を祖とするとされる。忠信の子清忠は頼朝に仕え、長門国赤間が関（現山口県下関市）に居住し姓を「関」と改めた。その後、文明12年(1480)３月、憲勝の代に上州大岩の郷(現中之条町)に転住した。憲勝の子、憲清は関東管領上杉憲定に仕え、晩年隠退して大永３年(1523)８月、遠祖忠信が義経から伝えられたとされる行基建立の仏像を祀るため、大岩郷(現中之条町)に御堂を建て直した。これが大岩金剛寺である。憲清の子、利久は真田氏に仕え、永禄２年(1559)２月吾妻郡日影、赤岩170貫を領した。これが赤岩の関家の始まりであり、関家では現在も大岩不動尊(金剛寺)との交流を持っている。

赤岩を含む吾妻郡は室町後期において上杉・武田両氏の戦乱の舞台となり、武田氏が勝利を収めると配下の真田氏の支配となっている。天正18年(1590)、徳川家康の関東入部に際し、真田昌幸の旧領は安堵され、赤岩は隣接する広池地区等をあわせて赤岩村となり、真田氏の支配を受けることとなった。近世初頭における赤岩村は石高70石余であったが、中期以降は113石余となった。天和２年(1682)真田氏が改易となった後、幕府直轄領となり、寛延２年(1749)以後は、旗本伊丹兵庫頭領と、幕府直轄領の相給支配が明治元年まで続いた。

赤岩地区では、享和３年(1803)及び文化８年(1811)に起きた大火によりほとんどの家が類焼したとされ、明治36年(1903)及び明治45年(1912)にも火災により10軒ほどが類焼したため、建築物や村の歴史を伝える史料の多くが焼失・紛失してしまった。

しかし、焼失を免れた検地帳や絵図等から近世の赤岩村の様子を知ることができる。貞享３年(1686)の「検地帳」（六合村誌記載）によると、田は２反５畝10歩、畑は34町４反８畝11歩であり、ほとんどを畑が占め、畑の多くが下々畑、山下畑という厳しい土地状況であったことをうかがわせる。また、天明６年(1786)の「御料所　御私領　耕地絵図、下書」(山本章男家蔵)には、地目が具体的に表され、集落だけでなく、周辺農地の環境である石垣の位置が明記されているなど、江戸時代の

山村の景観全体を知ることができる。また、天明８年(1788)の絵図(湯本禮家蔵)には、「一　家数廿九軒　男七拾八人　女六拾七人」として「一　当村農業シ間、男ハ薪取来又ハ葛糟堀山稼仕申候、女ハ麻布等仕候」と書き添えられていることから、山仕事と麻が18世紀後期当時の主要な生業であったことがわかる。

明治以降の赤岩村は、岩鼻県(明治元年)、群馬県(明治４年)、熊谷県(明治６年)、群馬県(明治９年)と管轄が替わった。明治22年(1889)には草津村と合併したが、明治33年(1900)草津村のうち六つの村が分離し、六合村が成立し、以後六合村の一大字となり、町村合併により中之条町となっても大字は変わらず現在に至っている。明治５年(1872)の「壬申地券発行にかかる地引村絵図」(群馬県立文書館蔵)には42軒の家屋が描かれ、明治６年(1873)の「検地改帳　六合村大字赤岩第七區　御支吾妻郡赤岩村」(赤岩区有文書)からは、山道に沿って畑地が広げられていったことが描かれている。

赤岩村でいつから養蚕が始められていたのかは明らかではないが、群馬県全体の状況からみて、山間部の赤岩でも幕末には既に行われていたと推測される。明治10年に編纂された「上野郡村誌」の赤岩村の項には「物産　動物　繭百五十石、其品良カラズ、同国前橋ニ売輸ス、植物　麻五百貫目、下品ナリ、東京へ売輸ス」とあり、明治初頭には既に繭が前橋に出荷され、麻も主要な生業であったことがわかる。明治後期になると、養蚕の安定と繭の品質向上を目指して明治17年に創設された高山社(現藤岡市)からの授業員派遣を受け、近代養蚕技術が移入されていたことが確認される。

「大正十一年六月調　所得申請調査帳　赤岩」(赤岩区有文書)には、当時の赤岩地区の32軒について所得や宅地や住家坪数が記されている。

所得源の種別としては、田、畑、麻、蚕、金銭貸付、杣木挽（そまこびき）、大工、山林伐採、屋根屋、貸宅地、水車賃挽、物品小売、出稼など幅広い職種がみられる。中でも養蚕は32軒中28軒で行われ、農家の貴重な収入源であった。

明治以降、養蚕が盛んになるのに伴い、赤岩地区の住宅は徐々に養蚕に適したものに建て替えられ、現在の集落景観が形作られるに至ったと考えられる。

養蚕は昭和 30 年代まで赤岩地区のほとんどの家で行われ、昭和 37 年に稚蚕飼育所（ドムロ）が造られ、飼育の難しかった稚蚕を、指導員のもとで共同飼育するようになった。

昭和 30 年代以降徐々に、養蚕に代わって農家の現金収入源となったのがこんにゃくいも栽培である。こんにゃくいもの栽培には、冬期間にいもを掘り出して保温する場所が必要であり、養蚕農家の二階の蚕室が保温場所として適していた。赤岩地区では現在でも数件の農家で、二階の蚕室を保管場所として利用したこんにゃくいも栽培を続けている。

ウ　保存地区の現況

赤岩地区には平成22年4月現在、59世帯、156人（男73人、女83人）が居住している。

赤岩地区では昭和38年群馬県教育委員会の民俗調査、昭和43年群馬県教育委員会の緊急民家調査、昭和45年東京電機大学民家研究会による調査が実施されており、

その中でも特に建造物として以前から注目されていたのは、地区の中心部にある湯本家であった。湯本家は大壁造り三階建の家で、地区の中でもひときわ目立ち、幕末には一時高野長英がかくまわれたとされる家であり、平成11年には村指定の重要文化財となった。

赤岩地区の建造物群について、地区住民の中に保存の動きが出る契機となったのは、平成７年度、群馬県農政部によって「失われつつある群馬の美しい農村景観の保全と振興をはかる調査地域」に指定されたことによる。これをきっかけとして地区住民が赤岩ふれあいの里委員会を組織し、地区内の文化財の活用や景観保全に向けた積極的な活動を推進し、平成 12・13 年度には、集落の文化的価値を明らかにするため基礎調査を実施し、「六合村・赤岩基礎調査報告書」を刊行した。同会は、現在も地区内の環境や施設の整備に関する検討や管理等の活動を継続している。

赤岩ふれあいの里委員会の活動により、赤岩地区住民の中で、建造物群保存に関する意識が高まり、平成 14 年 12 月 21 日には「赤岩伝統的建造物群検討委員会」が発足した。

赤岩地区住民のこのような動きを経て、六合村も平成 15 年に伝統的建造物群保存制度による地区の保存を目指すことを決定し、平成 15 年度村の単独事業として伝統的建造物群保存地区保存対策調査を開始、平成 16 年度には同調査に対し、文化庁から補助金の交付を受け調査を実施した。

平成17年７月に開催した赤岩地区住民への説明会では出席者の全会一致で、伝統的建造物群保存制度による地区の保存を目指すことが確認され、平成17年９月定例村議会において、全会一致で六合村歴史的建造物群保存地区保存条例が可決された。

平成22年３月28日に六合村は町村合併し、中之条町となったことから、平成22年３月臨時町議会において、全会一致で中之条町歴史的文化財保存地区保存条例が可決された。

エ　保存地区の特色

保存地区は、屋敷地を中心として、周囲の農地、集落を囲う墓地や御堂・神社の境内、そして周辺環境を特徴づける山林を含むものである。

屋敷地は、集落を南北に走る道路(以下地区での呼称により「通り」)沿いに連続し、直交するナカセギの道沿いと東側へと伸びる林道沿いにも点在している。屋敷地内には近代養蚕農家として建てられた主屋、及び、蔵や小屋などの付属屋が配置され、切妻造屋根の妻側や平側の壁面を通りに向けた主屋と、蔵などの付属屋が連続する町並みを形成している。また、白砂川の対岸からは、山林を後背として通りに沿って建造物が連続し、その前面に農地が展開する集落景観を一望できる。また、主屋妻側の壁面が散在する景観が望めることも特徴である。

屋敷地の周囲には、丘陵地に石垣で造成された農地が広がり、農地には小規模な納屋が建てられて、景観形成要素となっている。

山林と集落の境界上には宗教施設が点在し、集落の空間特性の重要な要素となっている。上の観音堂は集落北端に、集落南端には赤岩神社が鎮座し、集落の谷側には東堂が立地する。熊野神社や諏訪神社などは明治41年に赤岩神社へと合祀されたもので社殿は現存しないものの、跡地には江戸時代の石垣を残し、かつての空間を

伝えている。また、墓地も山側では農地と山の境界点、谷側では農地の先端にと、集落の外縁を取り囲むように配置されている。

このように保存地区の集落景観には、農山村の地形的特性を活かしながら屋敷や、農地、宗教施設が自然環境と一体となって形成する空間特性が体現されている。

オ　伝統的建造物群の特性

①　屋敷構

屋敷地は、傾斜地を切り開き石垣を築いて平坦に造成されており、その多くは通りに面する。敷地内には主屋、蔵、コイヤ（肥屋）、納屋、物置、便所など複数の建物が前庭の周囲に建つ。これらの各種の建物は、「住家坪数届」（大正11年作成）などの史料に名称を確認できるので、遅くとも大正期には存在していたことになる。前庭は、収穫した穀物の干場など農作業のための場所である。主屋はほぼすべてが平入りで、出入口が左側に位置するものが多い。主屋にはまた、通りに対し平側を向けて建つものと、妻側を向けて建つものがある。前者の家は屋敷地が広く、前庭を囲むように主屋、蔵、小屋が建つ。後者の家は主屋、蔵、小屋が細長い敷地に一列に並ぶようにして建ち、付属屋の棟数は、前者に比べると少ないことが多い。前者は本家に多く、後者は新宅に多くみられる。屋敷地の境界は、基本的に門や塀、生垣を設けない。また、屋敷地の一角に石造又は木造の屋敷稲荷を祀ることもある。

屋敷地内の後背の斜面などに畑をもつ家もある。かつて養蚕が隆盛だった頃は敷地内に桑の木を植えていた。屋敷地内には井戸を設けている家と井戸のない家があり、井戸がない家ではかつて、山の水源から木樋によって水を引いた共同のアライバを利用していた。

②　主屋

主屋は居住空間であると同時に養蚕を行う作業場でもあり、幕末頃から普及した前兜形状の屋根をもつ二階建と、明治中期以降に建てられるようになった切妻屋根をもつ総二階建の二種類に分けられ、後者がその大半を占める。また、「サンカイヤ」と呼ばれる三階建の主屋が二棟現存している。サンカイヤはかつて地区内に四棟建てられており、狭い敷地を有効利用するための農山村の建築特性を伝える建造物である。

平面の形式は喰違い四間取若しくは不整形四間取をなす床上四室と、土間横のダイドコロをあわせた五間取が最も一般的である。床上の空間は、「チャノマ（茶の間）」「ナンド（納戸）」「マエデノデイ」「オクノデイ」からなる。チャノマとマエデノデイの正面側にはエンガワ（縁側）が設けられる。ダイドコロ、チャノマ、マエデノデイの三部屋には炉が切られる。チャノマには神棚と仏壇、オクノデイには床の間（オドコ・メドコと呼ばれる）が設けられる。特にチャノマは、神棚・仏壇とあわせて、帯戸や中透かし戸といった板戸、大黒柱などの室内意匠要素が集約的にあらわれている部屋である。主屋二階は間仕切のない一室空間であり、養蚕の作業場として主に利用されていたほか、戦後にはこんにゃく部屋としても使われていた。

主屋の構造上の大きな特徴としては、「デバリ（出梁）」と「セガイ」がある。一階の部屋境には差鴨居を入れ、間柱を省略し、続き間として使えるようにして

いる。ドマには基本的に柱を立てず、チャノマとドマの境に立つ大黒柱に、ドマ上部の太い梁と差鴨居を差し込み、差鴨居のホゾの端部を鼻栓で固める。梁間方向に架け渡された梁は、正面側の端部が外壁より前に持ち出され、二階の居室又はテスリを受ける。このように正面側の端部が外壁より前に持ち出された梁を「デバリ」と呼ぶ。

二階の柱の頂部には梁を、梁間、桁行、梁間方向の順に水平に組む二重の梁となっている。桁行方向の梁は、赤岩では「ナカビキ（中引き）」と呼ぶ（梁間方向の梁は名称が付けられていないため、ナカビキ下の梁を下梁、ナカビキ上の梁を上梁と呼ぶ。）下梁は二間毎、上梁は一間毎に梁間方向に渡す。下梁の正面側の端部は、テスリ上に立つ柱に差し込まれ、鼻栓で固められる。上梁の正面側の端部は、外壁より前に持ち出し、出桁を支える。この部分が「セガイ」と呼ばれる。セガイは、正面側一面にのみ設けるのが基本だが、片側妻側も含めて二面に設けることもある。まれに正面と両妻側の三面に設けられていることもある。

これらの構造は、養蚕の発展と結びついており、上梁と下梁の存在は、なるべく柱を設けず、少しでも広い空間を確保するためであり、デバリにより設けられたテスリは、物を干す、乾かす、吊し上げるなどはもちろん、養蚕を行う時の作業用通路としてなど、養蚕や農作業を容易にするために考え出された建築工法である。養蚕が衰退した後も、こんにゃくの乾燥や収穫した穀物の干場などに活用されていたが、現在は、居住専用の住宅へと変化しているものが多い。

③　付属屋

蔵は、穀物の貯蔵および家財の保管のための「コクグラ」や、刈り取ったスゲムシロなどの材料となるスゲを湯につけて置いておく「ネド蔵」などがある。蔵は平屋建か二階建で、防火のために壁を土で塗り込め置屋根とする。蔵の構造は、「セイロ」と「キヅミ」の二種類で、セイロのほうが多く存在する。

小屋には、肥を備蓄する「コイヤ」、農機具を収納する納屋、炉や風呂に用いる薪を置いておく薪小屋、外便所などがある。

このほかの付属屋として、隠居屋や、サンカイヤの主屋を改造して二階建の物置として利用している建物などがある。

④　宗教施設

上の観音堂、毘沙門堂、向城の観音堂、東堂、赤岩神社、鏡学院があり、全て伝統的形式により建てられている。宝暦14年（1764）に建てられた上の観音堂が赤岩で最も古い建造物である。毘沙門堂（大正10年）と鏡学院（昭和７年）のほかは、江戸時代の建物が伝えられている。

⑤　工作物

工作物としては、石垣、石段、小祠、井戸、石像などがある。このうち石垣は山間部の立地特性を体現し、集落景観をつくる重要な要素であり、屋敷地や農地、墓地や宗教施設に広く見られる。特に諏訪神社跡地の石垣は、切石を用いた独特の積み方で、江戸時代の構造を留める特徴がある。また、赤岩神社の上方の石段は、宝永２年（1705）に建造されたものである。その他にも、上の観音堂、熊野神社跡地の参道などにも石段が見られる。通り沿いには天明元年（1781）に設置

された道祖神があり、山道沿いには寛政10年（1798）などの馬頭観音が複数配置されている。また、山中には山の神、水源近くには水の神の石像を配置しているなど、山間部に展開した赤岩集落の特性を伝えている。

(2) 保存の方針

保存地区は通り沿いの屋敷を中心として、周囲の農地、宗教施設と山林を含める範囲とする。赤岩の集落景観は、総二階建の近代に建てられた養蚕農家が連続する屋敷地の構成とともに、蔵や小屋が一体となった屋敷構、山の斜面を最大限活用するために江戸時代から段々畑として整備された農地とその石垣、山裾や山道沿いに広く分布していた桑畑、樹木、水路、墓地、宗教施設、石仏や石碑とそれらが配置された歴史的な山道、背後の山並みなどから構成される。これらの要素が一体となって、赤岩の生活や生業の足跡を重層的に伝えている。

これら保存地区は、養蚕業及び伝統的な日本の農山村としての景観を伝えるものであり、極めて貴重な文化遺産と認められるものである。よって、村民の理解と協力のもとに、伝統的建造物群と、これと一体となって価値を形成している環境要素を保存し後世に伝えるとともに、赤岩の特性に立脚した生活環境の整備に努めることとする。

3 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区において、主として江戸時代から昭和30年以前に建築された建築物、その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものを「伝統的建造物」と定める。

ア 建築物

建築物については、赤岩の農山村集落の歴史的風致の特性を残しているもので、次の①から②までに当てはまるものとする。（別表１「伝統的建造物（建築物）の特定」）

① 江戸時代から昭和30年以前に建築されたもの

② 保存状態の良いもの又は復原可能なもの

イ その他の工作物

建築物以外の工作物については、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものとする。（別表２「伝統的建造物（工作物）の特定」）

ウ 伝統的建造物に係る図面（別図２「伝統的建造物（建築物）の位置図」）及び、（別図３「伝統的建造物（工作物）の位置図」）

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められる物件（土地及び自然物等）を環境物件として定める。（別表３「環境物件の特定」）及び、（別図４「環境物件の位置図」）

4 保存地区内における建造物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内の建造物は比較的よく保存されているものもあるが、老朽化や機能更新等のために建て替えや改築を行っているものも少なくない。また、一部の建造物は早急な処置を施す必要が望まれるものもある。しかし、これらの大多数は適切な修理・修景により、保存地区に相応しい姿に回復できる可能性を持っている。

建築物等の保存整備にあたっては、農山村集落の歴史的風致の空間構成を維持することを基本とし、伝統的建造物については、「修理基準」に基づき復原修理又は現状維持を原則とするとともに、耐震性能と構造の補強にも努める。伝統的建造物以外の建造物は「修景基準」と「許可基準」を運用して保存地区の歴史的風致を維持していく。

歴史的風致と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められる自然物、桑などの生業を伝える樹木、農地及び宅地の形状、石垣等については、出来るだけその保存及び復旧を図るとともに、必要に応じて適切な修景を行う。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物

① 特性を維持している伝統的建造物

伝統的建造物群の特性を維持している伝統的建造物の保存整備については、歴史的風致や地区の伝統等を損なうことなく、その外観を維持するための修理を行う。（別表４「修理基準」）

② 外観が変更されている伝統的建造物

外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として旧状に復するため修理を行う。（別表４「修理基準」）

③ 防災性能の向上

伝統的建造物の修理に際しては、構造耐力上必要な部分を補強及び修理し、防災・耐震性能の向上を図るよう努める。

④ 建物内部の保存修理

伝統的建造物のうち、一般公開が可能なものについては建物内部の復原修理又は現状維持のための修理を行う。

イ 伝統的建造物以外の建造物

伝統的建造物以外の建造物（工作物を含む）の新築や増改築については、伝統的建造物の外観に準じて、歴史的風致を損なわないよう修景を行う。(別表５「修景基準」)及び、（別表６「許可基準」）

ウ 環境物件

歴史的風致を特色付けている環境物件の保存整備については、現状維持又は修理基準に従った復旧に努める。

エ 環境物件以外の環境要素

環境物件以外の環境要素の修景は、許可基準を適切に運用することにより、歴史的風致の維持・形成に努める。

5 保存地区内における建造物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件に係る助成措置等

(1)　経費の補助

条例第１１条の規定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、中之条町歴史的文化財保存地区に関する補助金の交付要綱を別に定める。

ア　伝統的建造物の修理修景のうち、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な外観及び屋根の修理に要する経費

なお、伝統的建造物の構造耐力に関わる主要な部分について必要があると認められる修理及び防災上構造耐力を増すために必要があると認められる補強に要する経費については、これを含めることができる。この場合において、構造耐力に関わる主要な部分とは、基礎、耐力壁（内部の表面仕上げを除く。）、柱、小屋組、土台、斜材（筋交い、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床組及び横架材（梁、桁その他これらに類するものをいう。）とする。

イ　伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更のうち、保存地区の特性と調和するために必要な外観及び屋根の修景に要する経費

ウ　環境物件の復旧事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費

(2)　物資の提供等

保存地区の保存に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、又は斡旋することができる。

(3)　資金の融資

別に定める要綱に基づき、保存地区内における景観保全に要する資金を融資することができる。

(4)　技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持し、及び形成するため、修理、復旧、修景等に係る技術的援助を行う。

(5)　固定資産税等の軽減

保存地区内の土地及び家屋に係る固定資産税の軽減を図る。

6　保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備計画

(1)　管理施設等

保存地区内の住民と来訪者の便宜及び、保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図ることによって保存地区についての理解を深めることに資するため、保存地区内に適当な施設を設置することに努める。また、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。

(2)　防災施設等

保存地区では、防災計画を策定し、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を進める。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。

ア　消火設備

各戸に消火器を設置するとともに、消火栓設備や防火水槽を整備する。

イ　警報設備

火災の早期発見及び通報に向けた体制及び設備を整備する。

ウ　建築物等の耐震補強

各戸の耐震性能及び地区の耐震性能の向上に努める。

エ　自主防災活動

保存地区内に、住民による自主防災団体を組織し、防災パトロール、防災訓練、防災知識の普及及び消火器具、警報設備等の操作の習熟、点検等に努める。

(3)　環境の整備等

保存地区では、建築物等及び環境物件の保存整備を進めるほか、住民の生活の場であることを考慮しながら、道路、水路、砂防、水道、電気、通信設備等について歴史的風致に合わせた環境整備に努める。また、原則として、屋外広告物や自動販売機の新設は行わないこととし、屋外設備や建築設備などは歴史的風致を損なわないように適切な位置に配置するとともに、塗装や囲いの設置などにより周囲の景観と調和するように務める。

土地の形質の変更や土砂類の採取、木竹の伐採・植林等は変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとし、変更後の適切な管理に努める。

(4)　駐車場の整備と修景

住民の生活に支障のないよう、住民用及び観光客用駐車場の整備に努める。また、駐車場や車庫は歴史的風致及び周囲の景観を損なわないものとし、適切な位置に配置する。

(5)　周辺地域の整備

保存地区を取り巻く周辺地域についても、伝統的な建造物や環境要素が多数所在し保存地区の歴史的風致を補う役目を担っている。これらについても、中之条町歴史的文化財保存地区保存条例に基づく景観保全地区として整備計画を立て、歴史的風致を損なわないよう努めるとともに、文化財保護法による建造物及び天然記念物等の指定や登録制度、関係省庁の補助事業等を活用して整備・保全に努める。

別表１

伝統的建造物（建築物）の特定

通し番号	敷地別番号	種別	位置等	員数	所在地（赤岩）	備考
1	001	仏堂	上之観音堂	1棟	鍛治谷戸 乙237	
2	002	仏堂	毘沙門堂	1棟	鍛治谷戸 271	
3	003	仏堂	向城の観音堂	1棟	中野 521-1	
4	004-01	本殿	赤岩神社	1棟	中野 651	
5	004-02	拝殿	赤岩神社	1棟	中野 651	
6	005-01	主屋		1棟	中野 544	
7	005-02	土蔵		1棟	中野 544	
8	006	土蔵	主屋南側	1棟	中野 甲519-2	新蔵
9	007-01	主屋		1棟	中野 520	
10	007-02	土蔵	主屋北側	1棟	中野 520	ネド蔵
11	007-03	土蔵	主屋東側	1棟	中野 520	古蔵
12	007-04	付属屋		1棟	中野 520	外便所
13	008-01	主屋		1棟	中野 598	
14	008-02	土蔵		1棟	中野 598	
15	009	主屋		1棟	林檎ノ木 493	
16	010	土蔵		1棟	林檎ノ木 494-2	
17	011	土蔵		1棟	鍛治谷戸 296	
18	012-01	主屋		1棟	中野 599	
19	012-02	土蔵		1棟	中野 599	
20	012-03	付属屋		1棟	中野 599	二階建物置
21	013-01	土蔵		1棟	鍛治谷戸 279	
22	013-02	付属屋		1棟	鍛治谷戸 279	二階建小屋
23	014	付属屋	鍛冶谷戸耕地	1棟	鍛治谷戸 355	耕地の納屋
24	015-01	主屋		1棟	中野 604	
25	015-02	土蔵	主屋南側	1棟	中野 604	ネド蔵
26	015-03	土蔵	主屋西側	1棟	中野 604	穀蔵
27	016	付属屋		1棟	中野 605-1	旧便所小屋
28	017	土蔵	主屋北側	1棟	中野 606	新蔵
29	018	土蔵		1棟	鍛治谷戸 293	
30	019	主屋		1棟	鍛治谷戸 294	
32	020-01	土蔵	旧主屋付属	1棟	鍛治谷戸 280	ネド蔵
31	020-02	土蔵	主屋南側	1棟	鍛治谷戸 280	蔵
33	020-03	付属屋	通り奥	1棟	鍛治谷戸 280	旧主屋
34	020-04	付属屋	通り側	1棟	鍛治谷戸 280	木小屋
35	021-01	主屋		1棟	鍛治谷戸 270	
36	021-02	土蔵		1棟	鍛治谷戸 270	
37	022	土蔵		1棟	鍛治谷戸 273	

別表１

伝統的建造物(建築物)の特定

通し番号	敷地別番号	種別	位置等	員数	所在地(赤岩)	備考
38	023-01	主屋		1棟	鍛治谷戸 308	
39	023-02	土蔵	納屋付属	1棟	鍛治谷戸 308	穀蔵
40	023-03	土蔵	水路側	1棟	鍛治谷戸 308	ネド蔵
41	023-04	付属屋		1棟	鍛治谷戸 308	二階建小屋
42	024	主屋		1棟	鍛治谷戸 229	
43	025-01	主屋		1棟	中野 531	
44	025-02	土蔵		1棟	中野 531	
45	026	土蔵		1棟	中野 530	
46	027	土蔵		1棟	中野 523-2	
47	028	主屋		1棟	鍛治谷戸 311	
48	029-01	土蔵	主屋北側	1棟	鍛治谷戸 271	
49	029-02	土蔵	主屋南側	1棟	鍛治谷戸 271	
50	029-03	付属屋		1棟	鍛治谷戸 271	二階建小屋
51	030	付属屋	林檎ノ木耕地	1棟	林檎ノ木 443	耕地の納屋
52	031-01	土蔵	北側	1棟	林檎ノ木 446	ナカノクラ
53	031-02	土蔵	南側	1棟	林檎ノ木 446	新蔵
54	032-01	主屋		1棟	鍛治谷戸 295	
55	032-02	土蔵		1棟	鍛治谷戸 295	
56	033-01	主屋		1棟	林檎ノ木 445-1	
57	033-02	土蔵		1棟	林檎ノ木 445-1	
58	034-01	主屋		1棟	鍛治谷戸 281	
59	034-02	土蔵		1棟	鍛治谷戸 281	
60	034-03	付属屋		1棟	鍛治谷戸 281	外便所
61	035	主屋		1棟	鍛治谷戸 231	
62	036	土蔵		1棟	鍛治谷戸 231-3	
63	037	土蔵		1棟	鍛治谷戸 289	
64	038-01	主屋		1棟	鍛治谷戸 312	
65	038-02	土蔵	通り側	1棟	鍛治谷戸 312	穀蔵
66	038-03	土蔵	通り奥	1棟	鍛治谷戸 312	ネド蔵
67	039-01	主屋		1棟	林檎ノ木 478	

別表２

伝統的建造物（工作物）の特定

通し番号	敷地別番号	種別	員数	所在地（赤岩 字）	備考
1	001-01	石段	1件	鍛治谷戸 237	上の観音堂
2	001-02	灯籠	1対	鍛治谷戸 237	上の観音堂
3	001-03	上の観音堂の八観音	8体	鍛治谷戸 237	上の観音堂
4	002	秀英法印の石像	1体	鍛治谷戸 245	石像、制作：宝歴5年（1755年） 石台、制作：寛延4年（1751年）
5	003-01	馬頭観音像	1体	鍛治谷戸 285付近	制作：寛政10年代（1798年以降）
6	003-02	馬頭観音像	1体	鍛治谷戸 285付近	制作年：不明
7	004	道祖神	1体	鍛治谷戸 311, 312付近	制作：1781年
8	005	秀英法印の石碑	1基	林檎ノ木 497-2	制作：寛延4年（1751年）
9	006	火の見櫓	1件	中野 605-2	
10	007-01	馬頭観音像	1体	中野 623付近	制作：天保4年（1833年）
11	007-02	馬頭観音像	1体	中野 623付近	制作：万延元年（1860年）
12	007-03	馬頭観音像	1体	中野 623付近	制作年：不明
13	007-04	馬頭観音像	1体	中野 623付近	制作年：不明
14	007-05	馬頭観音像	1体	中野 623付近	制作年：不明
15	007-06	馬頭観音像	1体	中野 623付近	制作年：不明
16	008	水の神	1体	中野 626-3付近	制作年：不明
17	009	馬頭観音像	1体	中野 639付近	制作年：不明
18	010	馬頭観音像	1体	中野 646-2付近	制作：寛政10年（1798年）
19	011	石垣	1件	中野 507	赤岩神社
20	012-01	石垣	1件	中野 506-2	赤岩神社
21	012-02	石垣	1件	中野 506-2	赤岩神社
22	013	石段	1件	中野 506-1付近の道上	赤岩神社
23	014	鳥居	1基	中野 506-1, 508	赤岩神社
24	015	石段	1件	中野 506-1付近の道上	赤岩神社
25	016	灯籠	1対	中野 506-1, 508	制作：寛政11年（1799年）
26	017	鳥居	1基	中野 506-1, 509-1	赤岩神社
27	018	石碑	1基	中野 506-1	制作：昭和8年
28	019	灯籠	1対	中野 509,510付近	制作年：不明
29	020	石段	1件	中野 510付近の道上	赤岩神社
30	021-01	鳥居	1基	中野 651	赤岩神社
31	021-02	灯籠	1対	中野 651	制作：明治13年（1880年）
32	021-03	石段	1件	中野 651	赤岩神社 制作：宝永2年（1705年）
33	021-04	石垣	1件	中野 651	赤岩神社
34	021-05	石垣	1件	中野 651	赤岩神社
35	021-06	石段	1件	中野 651	赤岩神社
36	021-07	石垣	1件	中野 651	赤岩神社
37	021-08	石垣	1件	中野 651	赤岩神社

別表２

伝統的建造物（工作物）の特定

通し番号	敷地別番号	種別	員数	所在地（赤岩 字）	備考
38	021-09	祠	1基	中野　651	赤岩神社の祠
39	022	石垣	1件	林檎ノ木　449-1, 452	制作：江戸時代以降
40	023	石垣	1件	林檎ノ木　449-1, 450-1	
41	024	石垣	1件	中野　519-3, 520-1	
42	025	石垣	1件	中野　520-1	
43	026	石垣	1件	中野　543, 560-1	
44	027	石垣	1件	中野　598, 596	
45	028	石垣	1件	林檎ノ木　493-2	
46	029-01	石垣	1件	林檎ノ木　458	
47	029-02	石垣	1件	林檎ノ木　458	
48	030	石垣	1件	林檎ノ木　450-2, 451-3	
49	031	石垣	1件	中野　599-1, 593, 594	制作：明治末頃
50	032	石造稲荷	1基	鍛治谷戸　279	
51	033-01	石垣	1件	中野　611	諏訪神社跡地、制作：江戸時代以降
52	033-02	石垣	1件	中野　611	諏訪神社跡地、制作：江戸時代以降
53	033-03	石垣	1件	中野　611	諏訪神社跡地、制作：江戸時代以降
54	034-01	石垣	1件	鍛治谷戸　350	
55	034-02	石垣	1件	鍛治谷戸　350	
56	035	石垣	1件	鍛治谷戸　354	
57	036	石垣	1件	鍛治谷戸　355	
58	037	石垣	1件	林檎ノ木　396-1	
59	038-01	木造稲荷	1基	中野　609	
60	038-02	稲荷覆屋	1棟	中野　609	
61	038-03	石灯籠	1基	中野　609	
62	039	石垣	1件	中野　605-2	江戸時代以降（但し昭和に道路工事の際、改修あり）
63	040	石垣	1件	中野　604, 605-2	江戸時代以降（但し昭和に道路工事の際、改修あり）
64	041	石垣	1件	中野　604	制作：江戸時代以降
65	042	石垣	1件	中野　603, 604	
66	043	石垣	1件	中野　604, 609	制作：江戸時代以降
67	044	石垣	1件	中野　604, 606	
68	045	石垣	1件	鍛治谷戸　293, 294	
69	046-01	石垣	1件	鍛治谷戸　280	
70	046-02	石垣	1件	鍛治谷戸　280	
71	046-03	石垣	1件	鍛治谷戸　280	
72	047	石垣	1件	鍛治谷戸　275-2	
73	048	石造稲荷	1基	鍛治谷戸　270	
74	049-01	石垣	1件	鍛治谷戸　270-1	

別表２

伝統的建造物(工作物)の特定

通し番号	敷地別番号	種別	員数	所在地(赤岩 字)	備考
75	049-02	石垣	1件	鍛治谷戸 270-1	
76	050-01	石造稲荷	1基	鍛治谷戸 308	二段の基礎石
77	050-02	石垣	1件	鍛治谷戸 308	
78	050-03	石垣	1件	鍛治谷戸 308	制作:大正の頃
79	051-01	石垣	1件	林檎ノ木 450-1	
80	051-02	石垣	1件	林檎ノ木 450-1	
81	051-03	石垣	1件	林檎ノ木 450-1	
82	051-04	石垣	1件	林檎ノ木 450-1	
83	052-01	石垣	1件	中野 603	
84	052-02	石垣	1件	中野 603	
85	053	石垣	1件	中野 532	
86	054	石垣	1件	鍛治谷戸 271	
87	055	石垣	1件	林檎ノ木 443	
88	056-01	石垣	1件	林檎ノ木 446	
89	056-02	石垣	1件	林檎ノ木 446	
90	056-03	石垣	1件	林檎ノ木 446	
91	057	石垣	1件	林檎ノ木 448	制作:江戸時代以降
92	058	石垣	1件	中野 600	
93	059-01	石垣	1件	林檎ノ木 445-1	
94	059-02	石垣	1件	林檎ノ木 445-1	
95	060	石垣	1件	鍛治谷戸 231	
96	061-01	石垣	1件	鍛治谷戸 277	熊野神社跡地、制作:江戸時代以降
97	061-02	石垣	1件	鍛治谷戸 277	熊野神社跡地、制作:江戸時代以降
98	061-03	石段	1件	鍛治谷戸 277	熊野神社跡地、制作:元文年間(1736年以降)
99	061-04	石碑	1基	鍛治谷戸 277	熊野神社跡地、制作:元文年間(1736年以降)
100	061-05	石碑	1基	鍛治谷戸 277	熊野神社跡地、制作:元文年間(1736年以降)
101	062-01	石造稲荷	1基	鍛治谷戸 281	
102	062-02	石造稲荷	1基	鍛治谷戸 281	
103	062-03	石碑	1基	鍛治谷戸 281	
104	062-04	石碑	1基	鍛治谷戸 281	
105	062-05	石段	1件	鍛治谷戸 281	稲荷への石段
106	062-06	石灯籠	1基	鍛治谷戸 281	
107	062-07	井戸	1基	鍛治谷戸 281	
108	062-08	井戸	1基	鍛治谷戸 281	
109	062-09	石垣	1件	鍛治谷戸 281	制作:昭和20年以前
110	062-10	石垣	1件	鍛治谷戸 281	制作:昭和20年以前
111	062-11	石垣	1件	鍛治谷戸 281	制作:昭和20年以前

別表２

伝統的建造物(工作物)の特定

通し番号	敷地別番号	種別	員数	所在地(赤岩 字)	備考
112	062-12	石垣	1件	鍛治谷戸 281, 288-2	制作:昭和20年以前
113	063-01	石垣	1件	鍛治谷戸 289	
114	063-02	石垣	1件	鍛治谷戸 289	
115	064	石垣	1件	鍛治谷戸 227	制作:江戸時代以降
116	065	井戸	1基	鍛治谷戸 312	
117	066	石垣	1件	鍛治谷戸 314-1	

別表３

環境物件の特定

通し番号	敷地別番号	種別	位置等	員数	所在地(赤岩 字)	備考
1	001	ﾄﾞｳﾀﾞﾝﾂﾂｼﾞ		1 本	鍛治屋戸 270	
2	002	高　垣		1本	林檎ノ木　445-1	
3	003	ﾋｲﾗｷﾞ		1 本	林檎ノ木　446	
4	004	ﾄﾞｳﾀﾞﾝﾂﾂｼﾞ		1 本	鍛治屋戸 乙237	
5	005	ｱｶﾏﾂ		1 本	鍛治屋戸 281	
6	006	小河川	ｼﾐｲﾄﾞ	1本	鍛治屋戸 地区内	
7	007	小河川	ﾅｶｾｷﾞ	1本	中野　　地区内	（中瀬木）
8	008	小河川	ｼﾀｻﾞﾜ	1本	中野　　地区内	（下沢）
9	009	小河川	至球用水	1本	中野　　地区内	

別表４　【修理基準】

敷地	敷地の形状・境界 建築物・工作物の位置、種別		・維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する
建築物	構造		・維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する ・旧状を損なわないよう、然るべき構造補強を図る
	階数		・維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する
	規模		・維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する
	色彩		・維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する
	屋根	形式	・維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する ・既存の部材をできる限り採用する
		勾配	
		材料	
		色彩	
		軒	
		下屋庇	
		庇軒	
		樋	
	一階意匠		・維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する
	二階意匠		・維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する
	内部意匠		・内部を公開する場合に限り、維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する ・既存の部材をできる限り採用する
工作物	石段、石垣、石積等		・維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する
	その他の工作物		・既存の部材をできる限り保存活用する
環境物	樹木・庭園		・現状維持及び保全に努める ・原則、維持修理又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧修理する

＊復原修理が困難な箇所については、修景基準を準用する。

＊履歴が不明の時は、建築特性に準じる。

別表５　【修景基準】

建築物・工作物の位置、種別			・原則として、敷地の履歴、旧状を調査の上、建築物・工作物の位置を決める		
建築物			主　　屋	土　　蔵	その他の付属屋
	構造		・伝統的工法による木造とする	・同左	・同左
	階数		・総二階建とする	・二階建以下とする	・同左
	規模		・原則として、間口は6.5～7.5間、奥行は4.0～4.5間とする	・原則として、間口は 2.0～3.0間、奥行は2.0間程度とする	・同左 ・住居とする場合は、同一敷地内の主屋の規模を上回らないものとする。
	高さ		・周囲の伝統的建造物と調和のとれた高さとする	・同左	・同左
	色彩		・木材等は無垢材等、材質を生かした色彩とする。必要に応じて古色塗りを施す	・同左	・同左
	屋根	形式	・切妻造とする	・切妻造、置屋根とする	・切妻造とする
		勾配	・3～5寸程度とする	・3～4寸程度とする	・同左
		材料	・板、瓦（原則として燻瓦）、トタンのいずれかとする	・同左	・同左
		色彩	・瓦は黒または銀黒色、トタンは瓦又は、周囲の伝統的建造物と調和のとれた古色系とする	・同左	・同左
		軒廻り	・出桁から外壁位置まで小天井を張る。出桁より外側は軒をみせる	・周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする	・同左
		下屋庇	・設ける場合は、背面側のみとし、高さは1階高にとどめる	・設ける場合は、周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする	・同左
		気抜櫓	・設ける場合は、周囲の伝統的建造物と同様の規模・構造とする	・設けない	・同左
		樋	・設ける場合は金属製とし、原則として、屋根と同色とする	・同左	・同左
	一階意匠	外壁	・真壁造とする ・黄漆喰、中塗り、荒壁若しくは、荒壁風仕上げのいずれかとする	・大壁造とする ・荒壁若しくは、荒壁風仕上げとする ・原則として、下見板は用いない	・板壁又は、荒壁若しくは、荒壁風仕上げとする ・用途に応じて壁を設けず吹放ちとする ・原則として下見板は用いない ・住居とする場合は、原則として、主屋の基準に同じとする
		腰板	・設ける場合は竪板張り又は、横板張りとする	・同左	・同左
		開口部	・周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする	・同左	・同左
		出入り口	・周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする	・同左	・同左
		建具	・原則として、最も外側を板戸、その内側を障子戸又は、木製のガラス戸とする	・外側は土戸又は、板戸とする	・外側は木製とする ・住居とする場合は、原則として、主屋の基準に同じとする
		戸袋	・竪板張り又は、横板張りとする	・設けない	・設ける場合は、竪板張り又は、横板張りとする
		基礎	・原則として、自然石による布基礎又は、礎石立ちとする	・同左	・同左
	二階意匠	外壁	・真壁造とする ・黄漆喰、中塗り、荒壁若しくは、荒壁風仕上げのいずれかとする ・原則として、妻面に通し貫を使い、外側にみせるものとする	・大壁造とする ・荒壁若しくは、荒壁風仕上げとする	・板壁又は、荒壁若しくは、荒壁風仕上げとする ・用途に応じて壁を設けず吹放ちとする ・原則として下見板は用いない ・住居とする場合は、原則として、主屋の基準に同じとする
		出梁	・平側正面に間口全体に1.5尺から2尺の出梁を設け、その上部を木製手摺り又は、居室とする	―	―
		開口部	・周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする	・同左	・同左
		建具	・原則として、最も外側を板戸、その内側を障子戸又は、木製のガラス戸とする	・外側は土戸又は、板戸とする	・外側は木製とする ・住居とする場合は、原則として、主屋の基準に同じとする
		戸袋	・竪板張り又は、横板張りとする	・設けない	・設ける場合は、竪板張り又は、横板張りとする
工作物	石垣、石積		・原則として、調査の上然るべき旧状に復するものとし、切石整層積み、大石積み、乱積み等の形式で、自然石を用いるものとする		
	石段		・原則として、調査の上然るべき旧状に復する		
	その他の工作物		・原則として、調査の上然るべき旧状に復する		

別表６　【許可基準】

敷地	敷地の形状・境界		・原則として、敷地の履歴を配慮した敷地境界とする
	建築物・工作物の位置、種別		・原則として、敷地の履歴を配慮した建物配置、及び敷地地盤面とする
建築物	構造		・歴史的風致を損なわないものとし、原則として、伝統的工法による木造とする。
	階数		・原則として、二階建以下とする
	規模		・歴史的風致を損なわないものとする
	色彩		・歴史的風致を損なわないものとし、原則として、壁面は黄漆喰色または荒壁色とする
	屋根	形式	・原則として、切妻造とする
		勾配	・原則として、３～５寸程度とする
		材料	・歴史的風致を損なわないものとする
		色彩	・歴史的風致を損なわないものとする
		軒	・歴史的風致を損なわないものとする
		下屋庇	・歴史的風致を損なわないものとし、原則として、公共の用に供する場所から見える範囲に下屋庇は設けないものとする
		庇軒	・歴史的風致を損なわないものとする
		樋	・歴史的風致を損なわないものとする
	開口部		・歴史的風致を損なわないものとし、位置及び形式は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする
	一階意匠		・歴史的風致を妨げないものとする
	二階意匠		・歴史的風致を妨げないものとする
工作物	石段、石垣、石積		・歴史的風致を損なわないものとする ・原則として、塀、門は設けないものとする
	その他の工作物		・歴史的風致を損なわないものとする
環境物	生け垣		・歴史的風致を損なわないものとする
	樹木・庭園		・歴史的風致を損なわないものとする

別図１　保存地区の範囲図

【　保存地区範囲　】

伝統的建造物群保存地区

別図１　保存地区の範囲図

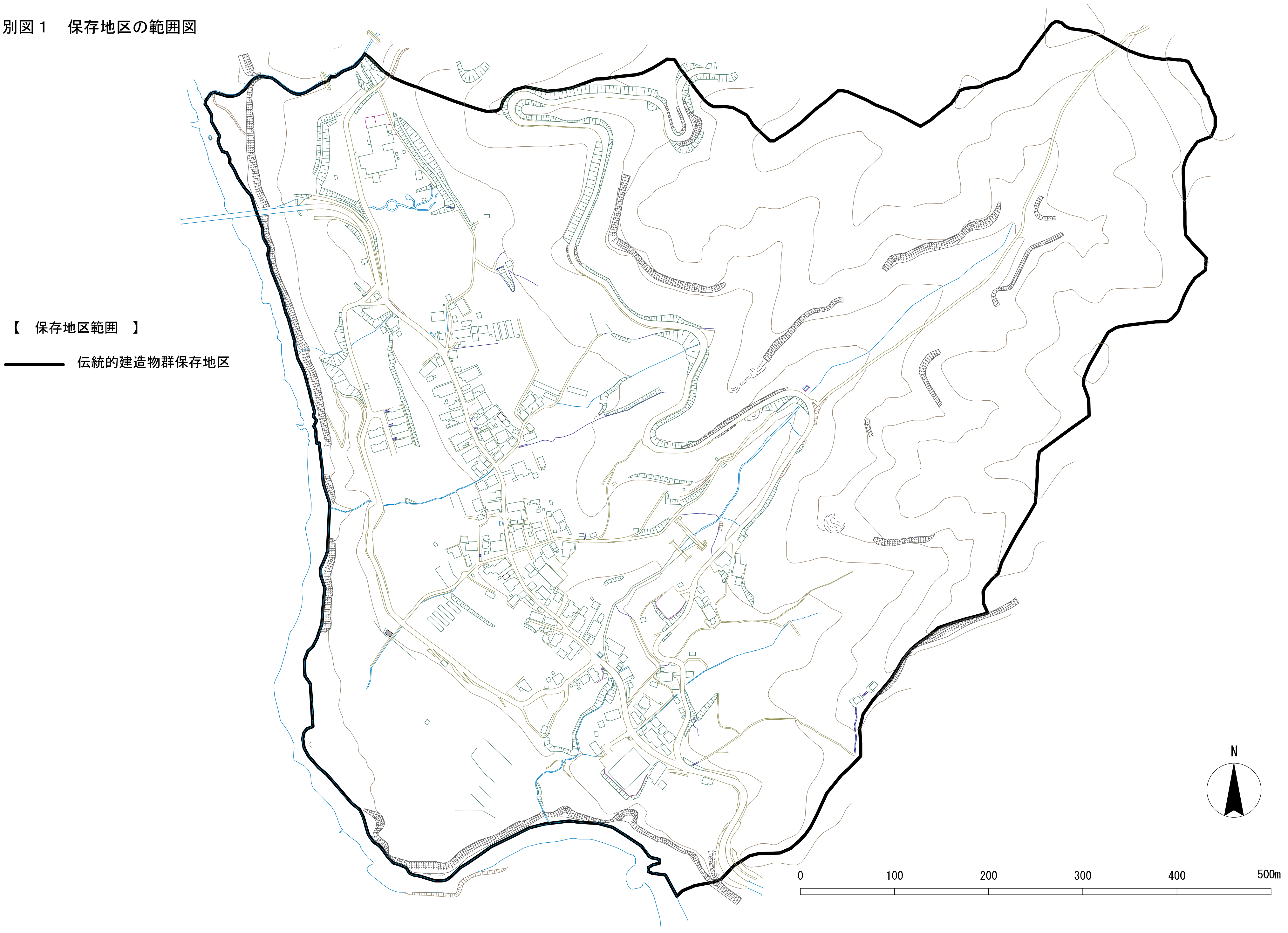

別図２　伝統的建造物（建築物）の位置図

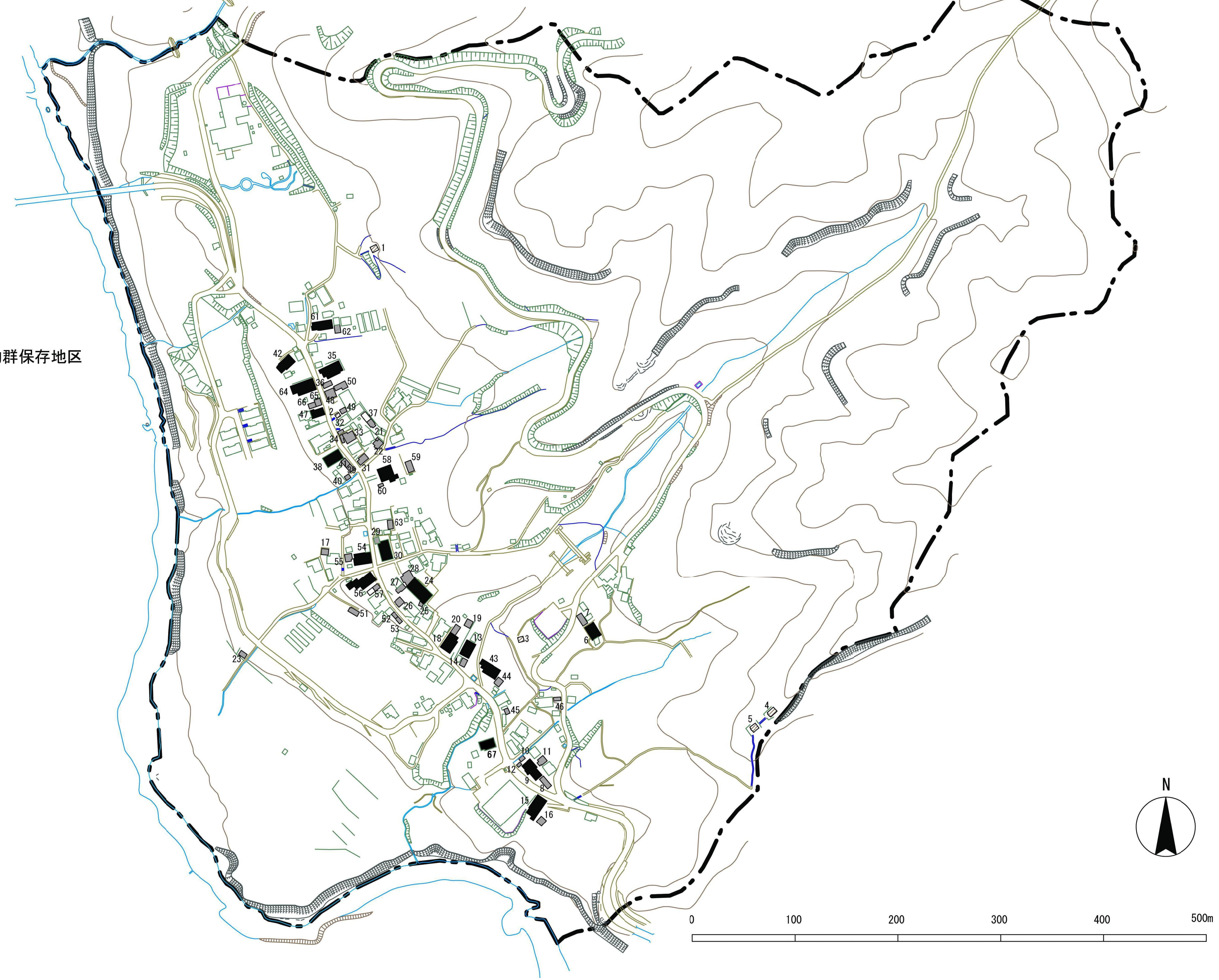

【　保存地区範囲　】

伝統的建造物群保存地区

【　建築物　】

主屋

蔵・付属屋

宗教施設

別図３　伝統的建造物（工作物）の位置図

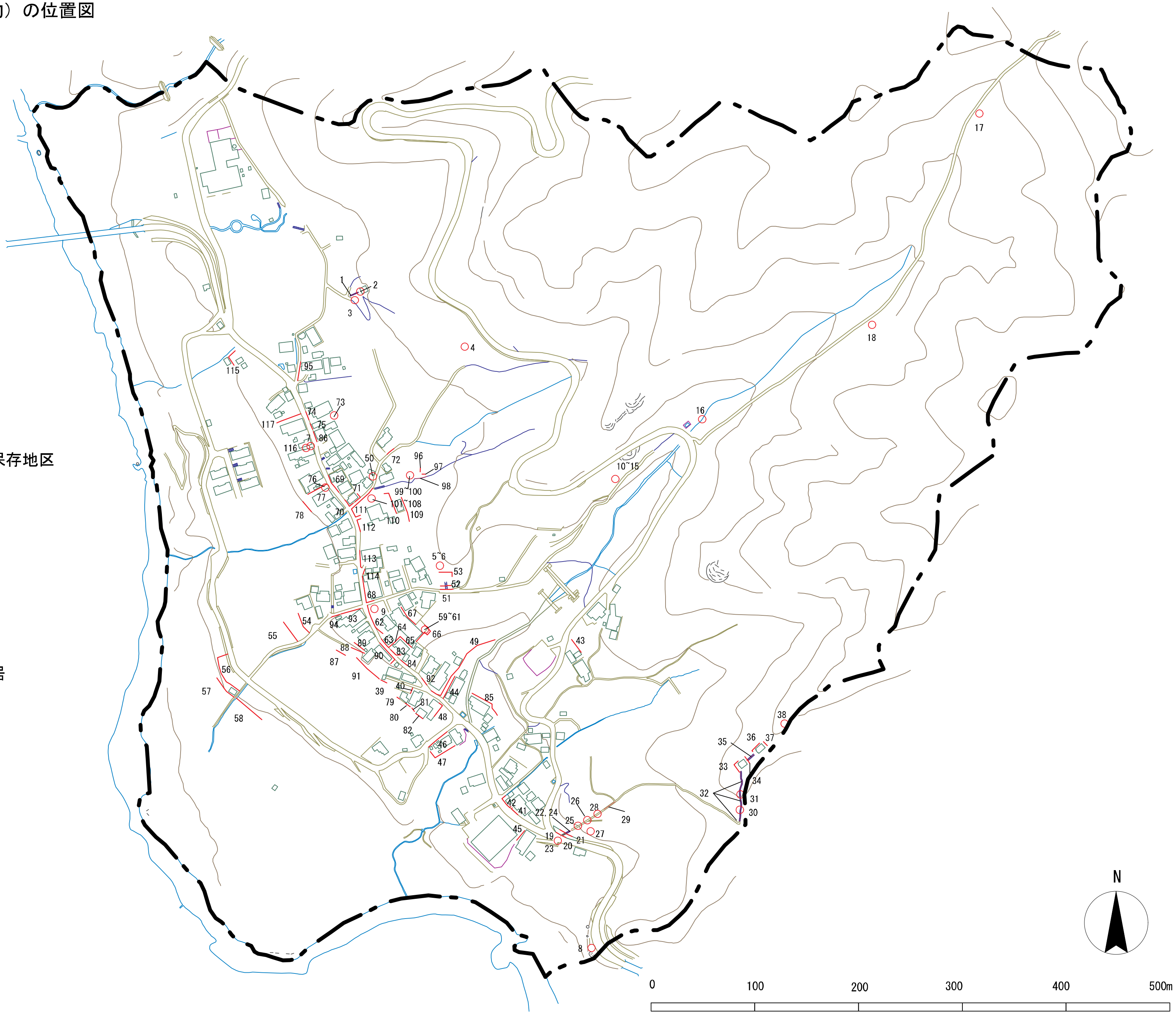

【　保存地区範囲　】

伝統的建造物群保存地区

【　工作物　】

石垣・石段

灯籠・石像・石碑・鳥居
火の見櫓・稲荷
稲荷覆屋・井戸
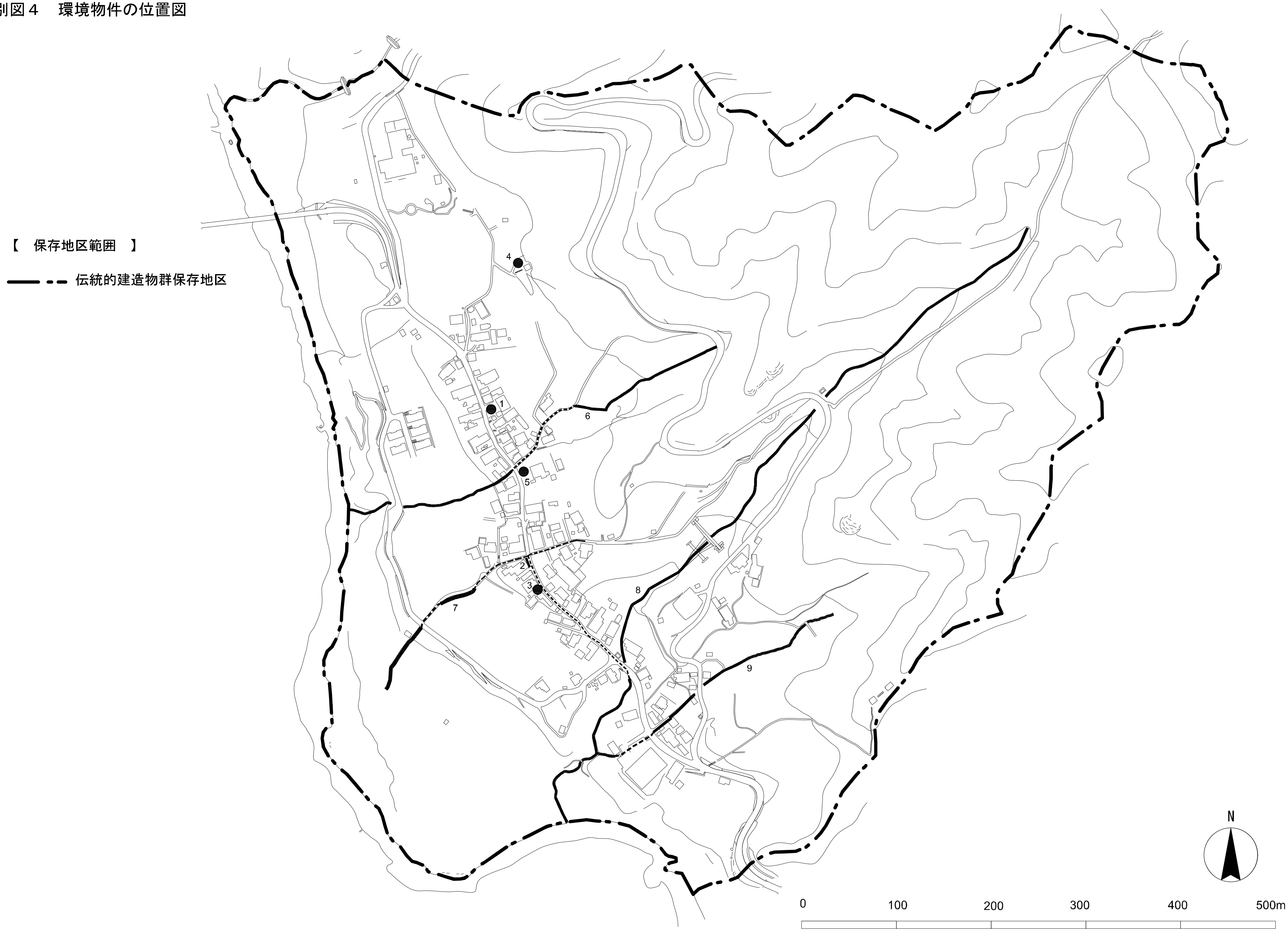
別図４　環境物件の位置図